

# 柏市監査委員情報セキュリティポリシー

## 基本方針

令和8年4月

改正等年月日	概要
令和8年 4月 1日	柏市監査委員情報セキュリティポリシーの制定

## 1. 目的

本基本方針は、柏市監査委員（以下「監査委員」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、監査委員が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

## 2. 定義

### (1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

### (2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

### (3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

### (4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針をいう。

### (5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

### (7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (8) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

## 3. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的の要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

- (3) 電力供給の途絶，通信の途絶，水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

#### 4. 適用範囲

##### (1) 機関の範囲

本基本方針が適用される範囲は，監査委員及び監査事務局とする。ただし，監査事務局職員については，本基本方針に定めのない事項は柏市情報セキュリティポリシーを適用する。

##### (2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は，次のとおりとする。なお，柏市情報セキュリティポリシーが適用される情報資産は除く。

- ①監査委員及び監査事務局が管理するネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ②監査委員及び監査事務局が管理するネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

#### 5. 監査委員等の遵守義務

全ての監査委員及び監査事務局職員（以下「監査委員等」という。）は，情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち，業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

#### 6. 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するため，以下の情報セキュリティ対策を講じる。

##### (1) 組織体制

監査委員及び監査事務局の情報資産について，情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

##### (2) 情報資産の分類と管理

監査委員及び監査事務局の保有する情報資産を機密性，完全性及び可用性に応じて分類し，当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

##### (3) 情報システムの強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし，業務の効率性・利便性の観点を踏まえ，インターネット接続系においては，不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。

##### (4) 物理的セキュリティ

監査委員等のパソコン等の管理について，物理的な対策を講じる。

##### (5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し，監査委員等が遵守すべき事項を定めるとともに，十分な

教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

パソコン等の管理, アクセス制御, 不正プログラム対策, 不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認等, 情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また, 情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等は, 監査委員は迅速に監査事務局へ報告し, 監査事務局は, 速やかに対応を検討する。

(8) 外部サービス（クラウドサービス）の利用

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には, 利用に係る規定を整備し, 対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には, ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め, ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し, 利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(9) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため, 定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し, 運用改善を行い, 情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は, 適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

## 7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため, 定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

## 8. 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果, 情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には, 保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し, リスクを検討したうえで, 情報セキュリティポリシーを見直す。